「地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所にかかる年度評価の考え方について」の一部を改正する新旧対照表

資料 ５

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所にかかる年度評価の考え方について大阪府地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所評価委員会平成25年7月25日決定平成26年　月　 日改正１．趣旨　（省略）２．基本方針　（省略）３．評価方法　（省略）４．項目別評価の具体的方法　（省略）５．全体評価の具体的方法　（省略）６．年度評価の具体的な進め方とスケジュール(1)　法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。（業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。）【６月末まで】(2)　評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【７～８月】(3)　評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。(4)　評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。(5)　評価委員会において評価を決定した後、知事に報告する。【９月】 | 地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所にかかる年度評価の考え方について大阪府地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所評価委員会平成25年7月25日決定１．趣旨　（省略）２．評価の基本方針　（省略）３．評価方法　（省略）４．項目別評価の具体的方法　（省略）５．全体評価の具体的方法　（省略）６．年度評価の具体的な進め方とスケジュール(1)　法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。（業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。）【６月末まで】(2)　評価委員会産業技術部会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【７～８月】(3)　評価委員会産業技術部会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。(4)　評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。(5)　評価委員会において評価を決定した後、知事に報告する。【９月】 |